

平成 29 年 7 月

UR 賃貸住宅敷地における広告の掲出について  
(広告主様向け)

以下の点をご了承ください。なお、詳しくはURの指定広告代理店にお問い合わせください。

- 1 UR賃貸住宅敷地における広告の掲出は、法人若しくはこれに準ずる団体、又は個人事業者を対象とします。個人によるお申込みはできません。
- 2 広告内容により、内容を修正頂く場合や、お受けできない場合があります。その場合でも、広告主様の広告物の校正・制作等の費用をURが負担することはありません。
- 3 お申込みについては、指定広告代理店でのみお受けし、広告主様との契約は、指定広告代理店との間で成立します。
- 4 広告主様の都合により掲出を取りやめる場合は、指定広告代理店にご相談ください。URと指定広告代理店との契約後は、広告の掲出に関するお問い合わせ等の連絡は、指定広告代理店にお願い致します。
- 5 掲出団地・場所・掲出日等は、団地管理上、広告主様のご希望に添えない場合もございます。
- 6 広告内容については、広告主様及び広告主様が依頼されたURの指定広告代理店が全責任を持ち、広告に起因する苦情・紛争等については、URは一切の責任を負いかねます。
- 7 第三者による盗難、汚損、不測の事態等による広告物の損害については、URは一切の責任を負いかねます。
- 8 URの責に帰すことができない天災等の不可抗力により、掲出期間中であっても、掲出ができない場合もございます。
- 9 詳細は、指定広告代理店に確認の上、お申込みください。

## よくある質問（広告主様向け）

### ★1 広告を出したいときは、どのようにすればいいですか？

ホームページ記載の、URの指定広告代理店にお申出下さい。詳細は、指定広告代理店にご相談ください。

### ★2 指定広告代理店とは？

UR賃貸住宅敷地に広告を掲出できることの認定を受けた代理店のことです。詳細については、URのホームページをご確認ください。

### ★3 申し込みはどこでできますか？

ホームページ記載の、URの指定広告代理店にお申出ください。

### ★4 広告を出すまでにどの程度時間がかかりますか？

広告代理店へお申出いただいてから、審査期間を含め1か月程度お時間をいただきます。

### ★5 掲出料は？

掲出料については、ホームページをご覧ください。指定広告代理店にご確認下さい。なお、指定広告代理店より機構にお支払いいただく掲出料に、指定広告代理店の手数料（機構に支払われる掲出料の15%以内）を加算した額が広告主様にお支払いいただく額です。

### ★6 掲出を継続したい場合、どうすればいいですか？

お申し込みをされた指定広告代理店にご相談ください。ただし、ご希望に添えない場合もございます。

また、掲出の継続にあたり、看板の再作成等を条件とさせていただく場合があります。

### ★7 広告物の製作にあたり、注意点はありますか？

良好な居住環境の形成・維持の観点から、広告物の掲出について一定の基準を設けております。関連法令等に抵触する恐れのあるものや、公共の場に相応しくない表現と判断された場合には修正していただいたり、掲出・表示できない場合があります。したがいまして、広告物の製作はURの審査後にお願いします。